

旭川工業高等専門学校C B T活用による教育改善部会細則

制定 平成31. 2. 14規則第1号

旭川工業高等専門学校C B T活用による教育改善部会細則

(設置)

第1条 旭川工業高等専門学校教務委員会規程（昭和38年制定）第8条第2項の規定に基づき、Computer Based Testing（コンピューターを利用して実施する試験。以下「C B T」という。）の活用による教育改善に関する専門的事項について審議するため、旭川工業高等専門学校C B T活用による教育改善部会（以下「C B T活用部会」という。）を置く。

(任務)

第2条 C B T活用部会は、旭川工業高等専門学校教務委員会（以下「教務委員会」という。）の指示に基づき、C B Tの結果を活用し、学生の到達度に基づく学習指導やカリキュラムの見直しなど、教育改善スキームの構築に関する業務を行う。

(構成)

第3条 C B T活用部会は、次の部会員をもって構成する。

- (1) 一般理数科（数学担当）教員
- (2) 各学科の教員のうちから教務委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 各1人
- (3) その他委員長が指名する者 若干人

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号の部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 C B T活用部会に部会長を置き、第3条第1号の部会員のうちから、委員長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、C B T活用部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 C B T活用部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 部会長は、第3条第2号の部会員がC B T活用部会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第9条 部会長は、C B T活用部会で審議した事項を総括し、委員長に報告する。

(事務)

第10条 C B T活用部会の事務に関することは、学生課が処理する。

附 則

1 この細則は、平成31年2月14日から施行する。

2 この細則の制定後、最初の部会員の任期は、第4条の規定に関わらず、平成31年3月31日までとする。